

「女川飯田口説」の飯田能登斬殺事件・再考

武山文衛
加藤純二

はじめに

江戸時代の中頃、現在の宮城県石巻市北上町女川の飯田能登邸で能登斬殺事件が起こった。能登妻・お節と家臣・日塔喜右衛門が盛岡藩領に逃亡したが、捕縛・処刑された。この事件は東北地方で「女川飯田口説」として昭和二十年代まで歌い継がれてきたという。口説は事件の一部始終を物語っているものの、仙台藩を憚って真実を隠したり、庶民の興味を引くために脚色した部分があると思われる。この事件については古文書として検死記録、判決文、捜索協力者への褒賞金の送り状、寺の過去帳があり、関係各地に伝承とお節が残した小袖や松葉曼奈羅などの遺品がある。また『仙台郷土研究』や他の研究誌にいくつかの論文と紫桃正隆の詳しい研究、西田耕三編の九編の論文と関連資料をまとめた単行本があり、この事件を扱った文学作品がある。これらの資料を概観すると、相互にいくつかの食い違い、なかでも捕縛地が釜石と小

国の二説があり、それは捕縛時期と小国に残る喜右衛門塚の伝承の真偽に関係する。本稿ではこの点を中心に、この事件の真相について改めて考察した。

一 事件の概要

高倉淳著『仙台犯科帳』①を参考にして簡単に紹介する。

事件が起こった場所は、桃生郡の女川村の飯田邸である。飯田能登はここに在郷屋敷を持っており、彼の先祖は、伊達の一族、能登はその後裔で、家格は「太刀上の部」に記され、石高は四五〇石であった。寛延二年（一七四九）八月「歩小姓頭に転じ、後病免、宝暦二年四月暴死」とある。能登の妻はお節といひ、年は二十六。しかし能登は若い娘らをお節にはばらせて遊興の限りを尽くしていた。夫に無視されたお節は口説によれば「いらぬ花よと振り捨てられて 無念涙で月日を送る」という日々を過ごしていた。このようなときに、能登の家臣の日塔喜右衛門とお節が懇ろとなり、「能登妻と

兼ねて密通しおり、主人を蔑ろにするの状、日を追つて長じ」という有様となった。事件は宝暦二年（一七五二）四月七日夜、女川村の鎮守・お薬師様の祭礼の日の前夜に起こった。祭りの酒に疲れまどろんでいる能登のそばを喜右衛門が通る。能登は「さてもあやしや何者なるぞ」と喜右衛門を追い、刀を抜いて立ち合いとなった。「口説」ではお節が「母の譲りの薙刀出して」と喜右衛門に助太刀をし、能登は切り伏せられた。主殺し・密通は天下の大罪である。我に返つて事の重大さを覚った二人は、山を越え三陸海岸沿いに盛岡藩領へ落ちていく。高田から釜石へと必死の逃避行を続けたが、町同心らに探索され、召し捕られて片平丁の牢屋に入れられた。：

二 問題点

以下の問題点を考察する。(一) お節の素性。(二) 仙台藩への報告が遅れた理由。(三) 刀傷から推定される斬殺の状況。(四) 捕縛地が釜石でスピード逮捕は本当か？(五) 小国への逃亡と喜右衛門塚は本当か？(六) 松葉曼奈羅に隠されたお節の願ひ。

お節の素性 お節は西磐井郡西永井（旧花泉町、現一関市）の領主大塚伊豆幸頼（ゆきより、一九〇石）の妹として飯田家へ嫁入りしている②。それ以前に桃生郡小野の領主・富田家で氏定の養女として育てられたという伝承があり、佐藤恭

は「永井村史抄」③の中で、「於節の生まれたのは享保十二年（一七二七）で、伊達家五代吉村四十七才の時の落胤だといわれている。…一説に藩公が、牡鹿半島で鹿狩をした際、土地の賤女に情をかけ生ませたのが於節で、桃生郡小野の城主富田氏がこれを養育したともいわれている。…」（口説には「母の譲りの薙刀とりて」とあり、お節は武士の娘であったのではないか。

どのくらいの期間、西永井、あるいは小野に居住したかは不明であるが、逃亡した時、大塚家で中間をしていた実在の人物、藤七が高田におり、彼を頼ったことから、西永井に一定の期間は生活していたと思われる。大塚家も伊達の一族であり、飯田家とはほぼ同格の家柄であった。お節が藩主吉村のご落胤であるとする説は口説にも、古文書にも書かれていない。しかしこの噂は口説とは別に根強く伝承されたようだ。御落胤説は昭和十四年の論文で阿刀田金造④、三原良吉⑤も触れている。紫桃正隆によると、昭和三十九年、七北田の刑場跡にあるお節地蔵のうしろには数本の供養塔がたてられていたが、それには何れにも「伊達せつ…」と書かれていたという②。

ご落胤であれば、富田家はそれ相応の嫁入り先を考えざるを得ない。富田氏紹は伊達騒動で亀千代（後の綱村）の守り役を勤めた頃は三〇〇石。その後、綱村の治世で出世を上げ、一〇〇〇石を拝領する重臣となった。その次男氏定は藩主

吉村の側近であり、一族同格の婚姻にしたのは藩主の意向を受けたのではないだろうか。お節が逃亡に際してとつさに手にした物は、櫛櫛と小袖で、彼女が嫁入りに際して持参したものである。藩境を越える前に宿泊させてもらった西村家にお礼として残した小袖のことは口説には出てこない。現在、残っている口説の最も古い写本は天保十二年（一八四一）と書かれ、事件から八十九年後のものである。口説がいつ頃成立したか不明だが、七北田刑場のお節地蔵には明和六年（一七六九）と刻まれ、処刑から十七年後で、この頃には事件が伝承化されていた可能性がある。西村家では小袖と二人を泊めたことは秘密にしたので⑥、口説の作者はそれを知らなかったのではないか。この小袖はつづれ織りの地に金糸や銀糸、赤、青、黄など様々な色の糸で松竹梅や鶴亀が刺繍されたもので、当時としては相当の格式をもつ身分の者でなければ手にすることのできない代物である。小袖は吉浜（現大船渡市三陸町吉浜）の真称寺に七丈袷姿として今も残っている。吉浜は、仙台藩と盛岡藩の藩境に近く、ようやくたどり着いた安堵感から西村家に二晩泊り、最後まで持つていた小袖をお礼に置いていったという。小袖の糸の材質や織り方、刺繍のデザインは今後の専門家による検討を期待したい。西村家の伝承は口説とは違い、二人が陸路で藩境を越えたとしている。

一方、能登⑦は二十歳の時、最初の妻に女兒・亀が生まれ、

三十二歳で妻に男児・左門が生まれている。お節が興入れをしたのを、お節が女兒・伊登を生んだ前年とすると延享五年（一七四八）で能登三十四歳の時である。彼はこの六年前の寛保二年（一七四二）、父が隠居し、その翌年、宗村帰国の時、孟頂戴、五年後の延享五年（寛延元 一七四八）五月十一日、帰国した宗村から直接、申次を命じられた。その翌年、近習を兼ね、八月十二日、歩小姓頭に転じ、十月十五日、生まれた女兒に自身の名の一字・登をとり、伊登と名付けている。能登はこの頃、さらなる出世を望んでいたはずである。しかし記録には「病免」とだけ書かれ、その時、何があつたか不明で、役職から離れ、在郷屋敷に帰った。

仙台藩への報告が遅れた理由 斬殺事件の後、死体検分が七日後に行われたのは藩への報告が遅れたからであつた。後日、二人の判決と同時に、家中の責任ある立場の者、教人がこの報告遅れのため処分されている⑩。最初、事件を知った飯田家中の侍たちは、喜右衛門が能登を斬殺し、お節を拉致した事件とすれば、仙台藩による処分は喜右衛門と日塔家に止まり、もしお節が能登斬殺に加担したのであれば、処分は飯田家、さらにはお節の実家・大塚家にも及ぶことを予測したと考えられる。そこでまず二人を捜し出し、説得する方針で臨んだのではないか。二人が目害している可能性もあつただろう。しかし探しても二人を発見できず、結果的に藩への

届けが遅れたのではないだろうか。泉川渉はこの推定をとり⑧、筆者の武山と牛島富美二⑨は、家臣らが二人の藩境を越えての逃亡に時間的余裕を与えるためだつたのではないかと推測している。江林寺武山梅芳住職は、家中の侍たちが能登に批判的、喜右衛門には同情的であつたと考えている。その根拠は、先に述べたように、寺の過去帳に、犯罪者でありながらお節と喜右衛門の戒名が記され（宝歴七年）、罪人扱いをしていないこと、断絶した日塔家の墓石が家中のある侍の墓地に安置されているからだという。

刀傷から推定される斬殺の状況 古文書⑩には能登の体に残る傷の位置、長さや深さが記されている。検死を行った蜂谷六右衛門は、推定として斬殺は喜右衛門が行つたものと記している。しかしその推定には以下のような矛盾点がある。まず、能登の右手の指が四本切り落ち、額や月代に浅傷が二カ所あつた。これらの傷は喜右衛門との間に「罅迫り合い」があつたことを示唆している。その他の傷は大きく深く、左手が手首で切り落とされ、左肩から下に長く深く切られ、他に右大腿と左右の膝に傷があつた。これらは罅迫り合いとは異質なもので、殺意のあるものである。

口説にはお節が雄刀の使い手であつたされ、足の傷は雄刀の技によると推定される。能登と喜右衛門が罅迫り合いをしているのを知つたお節が、雄刀を持ち出し、能登が刀を持つ

左手を手首で切り落とし、背後から袈裟懸けに切り、足を払つたことが容易に推定される。

喜右衛門には殺意はなく防戦一方だつたのではないか。不思議なことに蜂谷は残された能登の脇差しの刃こぼれ、鞘の状態については記しているが、雄刀については何も記していない。蜂谷にはお節を犯人にしたくないという意図が窺える。捕縛後の評定の判決文⑪には、「喜右衛門が斬殺し、お節はそこに居合わせた」となっており、斬殺へのお節の関与を否定している。

一方、口説はお節が雄刀で喜右衛門に加勢したとしながら、致命傷は二人のどちらが与えたかは曖昧にしており、取り調べに対しては、お節は自分が「旦那能登様討ちとめました」と喜右衛門をかばい、喜右衛門は自分が「奥様みそめ：旦那を殺し：お節様には科なき事よ」とお節をかばっている。この表現は蜂谷の記録や判決文より、お節の斬殺への関与を半ば認めたものである。

最終的に二人は身分を凡下に降ろされ、喜右衛門は、三日の晒し、市中引晒しの上、磔。加えて喜右衛門の父は島流し、母は「奴」つまり下働き。他方、お節への刑罰は磔ではあるが、お節の親族への刑罰は軽く、お節の義理の兄・大塚幸頼はお役ご免だけで、お節の娘・伊登はお構いなしであつた。そして飯田家は石高が半分減らされたものの妾の子・左門が家を継いだ。（喜右衛門の妻が事件直後に自殺したとする

説②があるが、武山梅芳住職によると、寺の過去帳にこの時期には喜右衛門の女兒の戒名が「童女」と書かれ、病死らしく、妻は事件より前に病死していたと考えられるという。

捕縛地が釜石でスピード逮捕は本当か？ 口説では逃走経路や捕縛後の護送経路については村・町の名前を多数あげて名所旧跡の観光案内をしているが、捜索の苦勞やその試行錯誤については殆ど述べず、ただ追っ手たちが津谷の西松に会い、「高田の藤七をお尋ねなされ」と言われ、高田へ急ぎ、藤七から釜石の仁助方に二人を送りだしたことを聞き出した。そして彼等が釜石の仁助を尋問中に、隠れていた家の二階から戦うつもりで降りてきた二人を説得し、あきらめた二人を捕縛したとしている。この家で、お節は裁縫、喜右衛門は子供に書を教えて月日を送っていたとしている。

捕縛が「五月十九日以前」とする根拠の初出は、共に昭和十四年の阿刀田令造④と三原良吉⑤の文献で、特に前者は犯人捕縛後の指令をどう武山及び首藤氏の書状の全文を載せ、その日付が五月十九日であることを根拠としている。その書状は「豊島二郎氏の好意による」と書かれ、宮城県立図書館に問い合わせたが見つからなかった。以後の論文、紫桃②、単行本②の中の平山、昆らはその説を採用したと思われる。

捕縛地が釜石でスピード逮捕なら、生じる矛盾は、表のように、捜索への協力者たちに報奨金がでるまで三カ月と十五

日かかり、判決までの入牢期間は五カ月になり、口説の「入牢五十日」と食い違ふ。また平山氏が発見した古文書・吉田大肝人文書八拾四番②には、捕縛に功勞があった人々に報奨金を与えた書状があり、その古文書の日付は九月十五日である。以下は報奨金の金額、地名と名前である。

金二分：本吉郡気仙沼(世八)、広淵(弥次兵衛)、本吉郡津谷村(三郎兵衛)、気仙郡高田(藤七)、気仙田も山(甚之丞)、本吉気仙沼八日町(喜左衛門)

金一分：気仙郡唐丹村肝入(儀兵衛)、気仙郡小白浜(惣右衛門)

錢五百文：本吉気仙沼村(次右衛門)、気仙高田村(文七)、気仙郡小友村(八右衛門)、気仙郡竹駒村(安右衛門)、気仙郡田茂山町(八三郎)、気仙郡小白浜組頭(久五郎)、本吉気仙沼乞食頭(戸喜助)、気仙唐丹村乞食頭(磯右衛門)、平泊乞食頭(与兵衛)、寺崎乞食頭(鉄兵)、志津川町乞食頭(与惣次)、広淵町乞食頭(加左衛門)

記されている地名から、探索は気仙浜街道の気仙沼、高田、唐丹村周辺が主であるが、広淵という地名もあるので、お節の育った場所・小野の近くも探索していたことが分かる。口説に出てくる藤七の名前があり、口説の作者が捜索の事情を知っていたことが分かる。これだけの地域を少なくとも二〇名からの情報を得て、試行錯誤しながら探索をしたのが真相

で、スピード逮捕には疑問がある。また口説のように釜石で捕縛なら小国潜伏も喜右衛門堰もなかったことになり、スピード逮捕なら喜右衛門堰を手がけた期間は一カ月程度となる。

小国と喜右衛門堰のことはなぜ消されたのか？ 加藤俊夫⑫、泉川涉⑧、横道廣吉⑭、佐佐木邦子⑮らは小国捕縛説をとっている。加藤俊夫「実説飯田口説」⑫には、「捕縛されたのは八月半ばだろうか。護送―評定―判決―処刑の日程から逆算してみても考えると、小国村には四カ月ほど滞在したことになる。伊達領の御町同心二兵衛と三右衛門によつて、匿われていた浦津氏の家で捕縛されている。…その捕縛には伊達領逃亡中に世話を受けた高田の藤七や根白の甚之丞の密告(白状)によるものだった。二人は小国の村人らに迷惑をかけまいと抵抗せず捕縛された。…」とある。

小国村(現宮古市川井)には、仙台藩領から来た喜右衛門とお節にまつわる多数の伝承があり、喜右衛門が指導して作ったという堰と水路が残っている⑭。仙台藩とは何のゆかりがない小国の地に鮮明に語り継がれてきた記憶は無視できないのではないのか。川井村郷土史⑯には宝暦二年(一七五二)仙台藩の日塔喜右衛門が、この水路改修と開田の一大計画を試みたことがある。彼は別記の如き罪を犯して伊達藩を出奔し、南部領に逃れ、遠野を経て小国に来て、当時の小国村地

頭嶋田与五右衛門に頼み、伊達領内になり、この水路の延長と開田指導を手がけたが、途中(小国村字永田において)捕縛となり実現出来なかった。…俗に伝える「八日市野」の地名は、日塔の命名したものと伝えられる。…川井村の郷土史編纂委員会は宮城県史編纂委員会に問い合わせ、昭和三十一年八月九日付けの『仙台藩刑罰記』による回答を得ている。また処刑場で詠んだという辞世の和歌「もろともに消えにしあとは濁らまし永き来世に清き流れ

表 逃走と捕縛地についての二説

月日	釜石捕縛説		小国捕縛説	
	確実な事項	逃走開始	捕縛開始	評定開始
4月8日	逃走開始	4月15日頃、釜石到着(7日以前)	4月18日頃、小国着(10日以前)	
		(約44日、釜石に潜伏となる。)		
		5月19日、捕縛、護送開始		
		6月10日頃、入牢、評定開始		
			(4カ月と10日位、小国に潜伏となる)	
			8月下旬頃、捕縛、護送開始。	
9月15日	報奨金決定	(←3カ月と15日以前で決定となる。)	9月10日頃、入牢、評定開始。	
		(5カ月間の入牢、判決となる。)	(←5日以前で決定となる。)	
10月29日	判決			
11月3-6日	処刑			

を」(⑤と⑫の昆勇郎「女川口説雑記」)は、堰と水路のことを詠んだのではないと思われる。

口説では「牢屋に入つて五十日ほど」で判決が出たとある。当時は判決がでるとすぐ処刑が行われたというので、逆算して、九月十日に入牢、護送期間が一〇日間とすると、先に記した加藤俊夫氏の推定に近く、八月に捕縛され、二人は小国で約四カ月と十日位潜伏し、その間に喜右衛門は堰・水路作りを指揮したことになる。この説をとれば、入牢して五日には報奨金が決定し、その文書と報奨金が二、三日で気仙沼や高田に下達されたことになり辻褄が合う。

この事件は当時の仙台藩領内においてはセンセイショナルな事件であつたはずで、しかもお節が名君と言われた五代藩主吉村の御落胤との噂があつたとすれば、仙台藩の評定において、お節を斬殺の実行犯とするには当惑があつたと思われる。藩主宗村が「四角い盆を丸く探せ」と言つたとか、富田家から「かまうな」という意味の「鴨と菜」の膳が護送の一行に届けられたとかいう伝承があり、峰谷が薙刀の検分をしなかつたことなど、お節を犯人にたくない藩士層部の意向が伺える。それには、喜右衛門が盛岡藩領小国村で堰と水路を造り、村民からあがめられる存在であつたことは都合が悪い。高田のやくざの元に潜伏していたのを仙台藩の有能な捕り手たちがスピード逮捕したことにはしたのではないか。口説の作者が事情を知つていたとすると、口説の最後で、飯田家

の家が保たれた藩の処置をほめて「君のめぐみはありがたや」と口説を締めくくつた一節は、仙台藩への最大限の皮肉に思える。口説を導ずる場合、遠慮しなければならなかつたのは仙台藩であつたと思われ、御落胤のことは伏せた。しかし、口説の第三段で「色と恋とは是非なきものよ高き賤しき上下はなきよ」と暗に身分制度と藩主を皮肉つたあたり、口説の作者の目は鋭いと思う。

松葉曼荼羅に隠されたお

節の願い 毎年、一日だけ、十一月三日に仙台市の新寺二丁目にある普尊寺で、「松葉曼荼羅」が一般公開される。筆者の一人加藤は平成二十六年のこの日、実物を見た。軸装された阿弥陀如来像の細部を観察して、いるうち、如来の右足趾と爪が漢字の「喜」に似ていること、そして対側の足の太い第一趾の爪の形から、これは左足でなく右足であることに気がついた(図矢

印)。入牢中に自分の帯を解いて丹念に刺繍したもので、お節が形をいい加減に縫つたとは思えない。お節は阿弥陀如来の右足に喜右衛の「喜」の字を隠し縫いし、それに自分の右足を添えたと思われる。つまり仏の衣の中で二人は一緒に、共に成仏することを願つたのであろう。藩士層部も喜右衛門も「お節は斬殺に関わらなかつた」としてお節を助けようとした。しかしお節はあくまで自分の関与を主張し、喜右衛門と共に処刑される道を選んだ。二六二年の歳月を経て、なおもこの事件が不思議な魅力を持つ謎が溶けたような気持ちがあった。

おわりに

この事件は日塔喜右衛門にとっては、お節をかばうため自らが作つた冤罪事件であり、お節にとっては武家社会のむごい掟の中で自らが選んだ心中事件でもあると思う。お節は出生から婚姻まで、自分の意思とは無関係に人生を左右され、喜右衛門と会つて初めて自分の意思で恋し、夫を斬殺してまで喜右衛門と生きようとした。口説では密通も逃走もお節が主導し、喜右衛門が弱気を出すと、「是はおろかな(あるいは、さても愚かな)喜右衛門(殿)よ」という文句が三度出てくる。喜右衛門が村人のために堰を作る指導をしたように実直な武士であつたこととお節は知つており、共に処刑されて、あの世での一緒に生活をと願つたのではないだろうか。そしてそ

れは阿弥陀如来だけが知つていてくださればという気持ちで牢屋で刺繍をしていたのであろう。

阿刀田氏は論文の中で、喜右衛門とお節を「姦夫姦婦」と言い、三原氏は「鬼熊夫婦」と書いている。しかし二人を犯罪者に仕向けたのは能登の遊興である。さらにもとを辿れば、藩主が蒔いた種であり、藩主に若い娘を提供した重臣にも処罰はない。主殺しの刑が重いのは、当時の武家社会を維持するためであつた。犯罪の陰には犯罪を生み出す背景があり、お節と喜右衛門は被害者でもあると思う。

参考文献

- ① 「女川飯田口説―お節・喜右衛門の道行き」『仙台犯科帳』高倉淳著、今野印刷、平成7年
- ② 「女川(飯田)口説」『北上川下流地方歴史の夜話』紫穂正隆著、宝文堂出版販売、昭和五十七年
- ③ 佐藤恭著「永井村史抄」昭和五十七年。
- ④ 阿刀田令造著「新藤喜右衛門口誦(くどき)」『郷土のもの』紀行、仙台郷土研究会出版部、一九三九年
- ⑤ 「おせつさまと称する碑」三原良吉、『仙台郷土研究』九巻十一号、24-28pp、昭和十四年。
- ⑥ 「七丈袈裟にまつわる悲恋物語」西村虎治、『三陸の昔語り』昭和五十四年(単行本⑫に所収)
- ⑦ 「藤原姓飯田氏系」『伊達世臣家譜』巻の七(単行本⑫の資料所収)

- ⑧ 『小説・お節地蔵』 泉川港著、私家本。
- ⑨ 牛島富美二著「村祭りの夜」竹林館発行、平成12年
- ⑩ 『飯田能登殿構死候二付御横便仰せ付けられ相勤め候一卷』 四月十七日峰屋六左衛門（伊達氏資料）
- ⑪ 高倉尊著『仙台藩刑罰記』 昭和六十三年、今野印刷
- ⑫ 『女川飯田口説考』 西田耕三編、宮城地域史学協議会発行、一九九四年
- ⑬ 吉田大肝人文書・八拾四番（陸前高田市図書館所蔵、参考文献②所収）
- ⑭ 『水を引いた男』 横道廣吉編、（後半）「悲恋の挽歌が聞こえる」真田貞蔵監修、杜陵高速印刷、一九九九年。
- ⑮ 佐佐木邦子著「川」『仙台文学』第七十一巻、平成十九年
- ⑯ 「小国展」『川井村郷土史』（上巻）川井村郷土史編纂委員会昭和三十七年 485-487p。

（謝辞：女川村鎮守・薬師神社などを案内していただいた女川村出身の今野長壽氏、江林寺檀家総代の館岡栄志氏にお礼申し上げます。岩手県川井村の葺右衛門塚の見学に同行させていただいた故高倉尊先生、多くを教示いただいた石巻市北上町女川江林寺の故武山梅芳住職にこの拙稿を捧げます。）